

岩手県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和元年岩手県告示第68号）で公示した公共測量を終了した旨東北森林管理局岩手南部森林管理署長から次のとおり通知があった。

令和元年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市巖美町字須川岳国有林230林班
- 2 実施した期間 平成31年4月17日から令和元年10月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測量